

農林水産省 令和2年度輸出環境整備推進委託事業
(食品規格等調査) 調査報告書

マカオ

輸入手順

1. 輸入申告/輸入ライセンス申請.....	1
2. 政府機関による検査のスケジュールリング.....	1
3. 乳児用調製乳に関する衛生局からの事前承認の取得.....	1

本報告書は、農林水産省の委託を受け、アルゴリンクス株式会社が調査を行い、取りまとめたものである。アルゴリンクス株式会社は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負うものではありません。これは、たとえ、アルゴリンクス株式会社がかかる損害の可能性を知らされていた場合も同様とします。

なお、食品、添加物等に関する国際的な基準及び許認可は頻繁に変更されており、信頼できるとされる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。したがって、実際の利用に当たっては、対象国の最新の情報をご確認ください。

1. 輸入申告/輸入ライセンス申請

外国貿易法により、マカオへのすべての食品の輸入は、事前に「輸入申告」または必要に応じて市政署食品安全局からの「輸入ライセンス」を申請する必要がある。特定のリスクの高い食品を持ち込もうとするマカオの輸入業者は、製品の輸入の少なくとも 3 営業日前までに輸入ライセンスを申請する必要がある。行政規則第 487/2016 号別表 2 の表 B には、輸入ライセンス制度の対象となるすべての食品のリストが記載されている。

(1) 以下の製品の輸入は、輸入ライセンスの申請が必要である:

生きた動物、チルド、冷凍及び加工肉、
魚介製品、
甲殻類、
軟体動物、
乳製品、チーズ及び卵製品、アイスクリーム、
調製乳(生後 12 か月以上の幼児向け)、
アルコール度数が 30%を超える飲料、
紙巻きタバコ及びタバコ。

(注: 酒類とタバコの輸入ライセンスは経済局が発行する。)

(2) 輸入ライセンス制度の対象となる食品の多くは、マカオ入国時に検査を受ける必要がある。

(3) 輸入ライセンス規制の対象ではない食品については、輸入業者は「輸入申告」を提出するのみで良い。

2. 政府機関による検査のスケジュールリング

輸入製品が行政規則第 487/2016 号に記載されている検査を要する製品に該当する場合、輸入業者は食品安全局に検査の日程を予約する必要がある。

輸入ライセンスの申請には手数料は発生しないが、行政規則第 109/2005 号に従って、市政署は食品検査のために、製品ごとに異なる額の料金を課す。

食品の輸入は、出荷書類及び衛生証明書に含まれている仕様に準拠していることが確認されると、入国が許可され、販売が開始される。

3. 乳児用調製乳に関する衛生局からの事前承認の取得

生後 12 か月以上の幼児用調製乳の規制監督は食品安全局が担当しているが、生後 12 か月未満の乳児用調整乳製品はマカオ衛生局によって規制されている。

輸入業者は、乳児用調製乳の輸入にあたって、衛生局からの輸入許可を申請する必要がある。輸入許可申請は、地元の輸入業者のみ申請することができる。輸入業者は、原産国の所管官庁が発行した衛生証明書又は自由販売証明書を、検査用の実物の包装又はコンテナとともに提出する必要がある。輸入許可証は、個々の貨物ごとに有効とされる。